



第 7 号 発行所 役 場 毎月 1 回 発行 所 役 場 合 川 町 編 集 総 務 課 報 告 部 (発行部数 2,300)

もみ續けた一週間 九月定例町会漸く終る

去る十月九日に招集された九月定例町議会は、駅前大火による休会や旧村感情の対立等により紛糾、休会、再開を繰り返しながらその終幕も延び延びとなり、その間新聞やラジオでは「解散以外に手なし」とか「解散必至」などと報ぜられて来たのであるが、去る十一月二十三日再開後一週間の二十九日午後六時三十分には漸く閉会した。今回の議会は於ては初めて挙手、起立、投票等による採決の方法がとられたのであるが、今あらためてそのあとを振り返りてみることにしよう。

十一月二十三日 十月九日の議会に於て協議された「議会運営委員会」としての各氏を議長より指名し、二十四日に運営委員会を開き日程につき協議し二十五日より本会議を開くこととし閉会。

〔議会運営委員会〕
松井与之助、関喜兵衛、吉田嘉左衛門、金田一蔵、安部松五郎、庄司博、三浦義幹、金田藤右衛門、松橋長太郎、杉淵武一郎、沢藤伊太郎、高橋長治

十一月二十四日 午前十時より役場に於て議会運営委員会を開催。

十一月二十五日 午前十時五十分開会、旧村決算引継特別調査委員会(委員長関喜兵衛氏)の経過報告。これに対する質疑応答の結果、町当局では赤字継承の数字は判明したので今後の実行段階における「調整委員会」(仮称)を設けたい旨を言明。

次いで議員より旧落合村村民大会に於て決議し、去る九月議長及び町長宛に提出された陳情書ならびに議決書の公開を要求。

議決書 右三項貫徹せざる時は重大決意する。

陳情書

昭和三十年九月四日開催の旧落合村々民大会において万場一致別紙決議書のとおり実施されるよう旧落合村々民の名において陳情します。

昭和三十年九月 旧落合村々民大会 大会議長 庄司博

議決書

一、保育所は李岱部落に設置すること
二、役場新庁舎は李岱部落に設置すること
三、中学校は現状維持とする

右三項貫徹せざる時は重大決意する。

新町建設計画の変更に関する意見

建設計画の中四項を左記の通り変更するものとす

2、中学校の位置及び学区を一区とし、その位置は合川町李岱に置く

昭和三十年十一月廿五日 合川町議会議員 庄司博 金田一蔵 安部松五郎

修正可決された追加更正予算

〔歳入の部〕
△公営企業及び財産収入 五、八一七、〇四四円
△分租金及び負担金 一〇〇、〇〇〇円
△国庫支出金 一、四四五、八〇六円
△県支出金 二〇六、〇〇〇円
△町債 七〇〇、〇〇〇円

〔歳出の部〕
△土木費 三三〇、〇〇〇円
△教育費 二一七、〇〇〇円
△社会及び労働施設費 二、三四二、五一〇円
△保健衛生費 三二五、二〇〇円
△産業経済費 一〇〇、〇〇〇円
△財産費 四〇一、九〇〇円
△諸支出金 六、五二二、二四〇円

計 一三、一七八、八五〇円

なお今回の追加更正の結果町予算は六千六百二十六万三千三百七十七円(一般会計)となった。

議長席を降りて自席に着き杉淵副議長を議長席に着かしめ議長を進行させようとしたが適法ではないとの意見から、急用があるので議長を退場し、杉淵副議長が議長をつとめた。

なおこの日町長より次のような発言があった

「九月定例会は去る十月九日に招集されたまま未だに継続されているが議案の大部分は審議されていない。凡ゆる観点からみて審議を延ばすよりも進行すること当局としては望ましいことである。審議を進めるようになされた。」

十一月二十六日 午前十一時五十七分本会議を開き次の議案を一括上程した。

△専決処分事項の報告について
△新町建設計画の変更に関する意見
△昭和三十年合川町歳入歳出追加更正予算
△合川町立東中学校々舎建築について
△昭和三十年合川町立合川東中学校々舎建築特別会計歳入歳出予算
△合川町北保育所施設建築について

合川町国保直営診療所病棟建築について
昭和三十年合川町国保直営診療所病棟建築特別会計歳入歳出予算
合川町々税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
職員団体の登録に関する条例の制定について
職員団体の行う交渉に関する条例の制定について
水源造成地の地上権設定について
北出張所庁舎解体処分について
北出張所庁舎の撤去

当日の会議はまず「専決処分事項の報告」から始められたが、これは消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正したもので従来三六〇人の消防団員を三〇〇人とし、この条例施行の日において過員となつた団員は明年三月三十一日まで逐次整理するとの議案が集中し地方自治法に定められた規定による専決処分は適当でない主張するものや結果的には正しいとするものなど議論は騒然となり同日はこの議案に専決処分をめぐり紛糾に終始し、結局当該議案については各常任委員会の結論を出されたい旨を要するから変更すべしと主張する旧上野の意見が多数で専決処分を承認することとなった。

同日はこの議案に専決処分をめぐり紛糾に終始し、結局当該議案については各常任委員会の結論を出されたい旨を要するから変更すべしと主張する旧上野の意見が多数で専決処分を承認することとなった。



永久橋架替方を強力に陳情しないままに本会議に持ち込んできたものだが、予算等また更正予算については議決の順序にゆかず、今回その会費、役場費等に次のとおり修正を加えられて可決された。

(修正された分)
○議員団体生命保険料 一三万円(削除)
○役員嘱託手当 六万円(削除)

次いで、中学校は一校にすべくであるとの意見(動議)の討論に入ったが、この討論に入るころから短初冬の陽は姿をかくし広い講堂には薄暗い四つ電燈がつけられたもののお互顔さえも定かに判別出来ず議論数字を見るにも懐中電燈の世話?になると云つた暗中模索の態であった。止むなく各議席に大ローンを林立させて採光に供したためであるが、まことに原始的な妖しくも異様な光景の下に会議は進行したのである。

討論は合併基本計画は既開議は前述のとおり修正可決、北保育所建築について起立採決の結果、可とする多数で原案可決のほは当局との間に若干の質疑応答があつた後全部が原案可決された。

なお追加案件として「合川東小学校管理棟の改築に関する件」が当局より提出されたが、町長はこれを無断で解体する等のことは不当であるとの論議もあつたが、結局原案が可決となり、十月九日招集以来難航を続けた九月定例会に終止符を打つたのである。

最後に九月定例会のヤマは去る二十五日旧落合側から出された「中学校統合」の緊急動議の審議、記名投票が可決されたが、この動議が可決された瞬間成田七郎議員が言葉を失い、果して「天は正しき者を助け給へ」と大声をあげたが、果してこれが正しいかは町民各々の賢明なる判断に委ねることとしたいと思ふ。

投票後の各議案討論は予算関係は前述のとおり修正可決、北保育所建築について起立採決の結果、可とする多数で原案可決のほは当局との間に若干の質疑応答があつた後全部が原案可決された。

なお追加案件として「合川東小学校管理棟の改築に関する件」が当局より提出されたが、町長はこれを無断で解体する等のことは不当であるとの論議もあつたが、結局原案が可決となり、十月九日招集以来難航を続けた九月定例会に終止符を打つたのである。

最後に九月定例会のヤマは去る二十五日旧落合側から出された「中学校統合」の緊急動議の審議、記名投票が可決されたが、この動議が可決された瞬間成田七郎議員が言葉を失い、果して「天は正しき者を助け給へ」と大声をあげたが、果してこれが正しいかは町民各々の賢明なる判断に委ねることとしたいと思ふ。

(文責、広報係杉淵武一郎)

議長席を降りて自席に着き杉淵副議長を議長席に着かしめ議長を進行させようとしたが適法ではないとの意見から、急用があるので議長を退場し、杉淵副議長が議長をつとめた。

なおこの日町長より次のような発言があった

「九月定例会は去る十月九日に招集されたまま未だに継続されているが議案の大部分は審議されていない。凡ゆる観点からみて審議を延ばすよりも進行すること当局としては望ましいことである。審議を進めるようになされた。」

十一月二十六日 午前十一時五十七分本会議を開き次の議案を一括上程した。

△専決処分事項の報告について
△新町建設計画の変更に関する意見
△昭和三十年合川町歳入歳出追加更正予算
△合川町立東中学校々舎建築について
△昭和三十年合川町立合川東中学校々舎建築特別会計歳入歳出予算
△合川町北保育所施設建築について

合川町国保直営診療所病棟建築について
昭和三十年合川町国保直営診療所病棟建築特別会計歳入歳出予算
合川町々税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
職員団体の登録に関する条例の制定について
職員団体の行う交渉に関する条例の制定について
水源造成地の地上権設定について
北出張所庁舎解体処分について
北出張所庁舎の撤去

当日の会議はまず「専決処分事項の報告」から始められたが、これは消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正したもので従来三六〇人の消防団員を三〇〇人とし、この条例施行の日において過員となつた団員は明年三月三十一日まで逐次整理するとの議案が集中し地方自治法に定められた規定による専決処分は適当でない主張するものや結果的には正しいとするものなど議論は騒然となり同日はこの議案に専決処分をめぐり紛糾に終始し、結局当該議案については各常任委員会の結論を出されたい旨を要するから変更すべしと主張する旧上野の意見が多数で専決処分を承認することとなった。

同日はこの議案に専決処分をめぐり紛糾に終始し、結局当該議案については各常任委員会の結論を出されたい旨を要するから変更すべしと主張する旧上野の意見が多数で専決処分を承認することとなった。

永久橋架替方を強力に陳情しないままに本会議に持ち込んできたものだが、予算等また更正予算については議決の順序にゆかず、今回その会費、役場費等に次のとおり修正を加えられて可決された。

(修正された分)
○議員団体生命保険料 一三万円(削除)
○役員嘱託手当 六万円(削除)

次いで、中学校は一校にすべくであるとの意見(動議)の討論に入ったが、この討論に入るころから短初冬の陽は姿をかくし広い講堂には薄暗い四つ電燈がつけられたもののお互顔さえも定かに判別出来ず議論数字を見るにも懐中電燈の世話?になると云つた暗中模索の態であった。止むなく各議席に大ローンを林立させて採光に供したためであるが、まことに原始的な妖しくも異様な光景の下に会議は進行したのである。

討論は合併基本計画は既開議は前述のとおり修正可決、北保育所建築について起立採決の結果、可とする多数で原案可決のほは当局との間に若干の質疑応答があつた後全部が原案可決された。

なお追加案件として「合川東小学校管理棟の改築に関する件」が当局より提出されたが、町長はこれを無断で解体する等のことは不当であるとの論議もあつたが、結局原案が可決となり、十月九日招集以来難航を続けた九月定例会に終止符を打つたのである。

最後に九月定例会のヤマは去る二十五日旧落合側から出された「中学校統合」の緊急動議の審議、記名投票が可決されたが、この動議が可決された瞬間成田七郎議員が言葉を失い、果して「天は正しき者を助け給へ」と大声をあげたが、果してこれが正しいかは町民各々の賢明なる判断に委ねることとしたいと思ふ。

(文責、広報係杉淵武一郎)

投票後の各議案討論は予算関係は前述のとおり修正可決、北保育所建築について起立採決の結果、可とする多数で原案可決のほは当局との間に若干の質疑応答があつた後全部が原案可決された。

なお追加案件として「合川東小学校管理棟の改築に関する件」が当局より提出されたが、町長はこれを無断で解体する等のことは不当であるとの論議もあつたが、結局原案が可決となり、十月九日招集以来難航を続けた九月定例会に終止符を打つたのである。

最後に九月定例会のヤマは去る二十五日旧落合側から出された「中学校統合」の緊急動議の審議、記名投票が可決されたが、この動議が可決された瞬間成田七郎議員が言葉を失い、果して「天は正しき者を助け給へ」と大声をあげたが、果してこれが正しいかは町民各々の賢明なる判断に委ねることとしたいと思ふ。

(文責、広報係杉淵武一郎)

投票後の各議案討論は予算関係は前述のとおり修正可決、北保育所建築について起立採決の結果、可とする多数で原案可決のほは当局との間に若干の質疑応答があつた後全部が原案可決された。

なお追加案件として「合川東小学校管理棟の改築に関する件」が当局より提出されたが、町長はこれを無断で解体する等のことは不当であるとの論議もあつたが、結局原案が可決となり、十月九日招集以来難航を続けた九月定例会に終止符を打つたのである。

最後に九月定例会のヤマは去る二十五日旧落合側から出された「中学校統合」の緊急動議の審議、記名投票が可決されたが、この動議が可決された瞬間成田七郎議員が言葉を失い、果して「天は正しき者を助け給へ」と大声をあげたが、果してこれが正しいかは町民各々の賢明なる判断に委ねることとしたいと思ふ。

(文責、広報係杉淵武一郎)

